

医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会
設置要綱

〔平成 28 年 5 月 20 日〕
日本学術会議第 229 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、生殖細胞・受精初期胚を対象としてゲノム編集を実施する医学・医療領域における基礎研究・臨床応用の現状と問題点を精査し、我が国科学界がこれらの研究を実施する上で留意すべき基本的な考え方を検討する。

(組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。